

政令第 号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二第一項及び第八条第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百十条第一項及び第四百十二条第二項、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六六条の二第三項及び第六六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百六十一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第九条の四に次の一号を加える。

百六 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十五 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「及び独立行政法人奄美群島振興開発基金」を「、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」に改める。

第四十三条第六項第五号中「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を「、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」に改める。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部改正)

第五条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令(平成十三年政令第九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第六条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八十二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第七条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

附 則

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

理由

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令その他関係政令の規定を整備する必要があるからである。